

# 「少年メッセージ2025」和歌山県大会募集要項

## 1 趣旨

子どもたちが、社会の一員として自覚と責任に目覚め、心身共に健やかに成長することは県民全ての願いである。

子どもたちの人格を形成する上で、重要な時期にある中学生が、日常生活の中での実体験などを通して得た自らの考え方や将来の夢を発表することによって、中学生に対する県民の正しい理解を深めると共に、郷土の未来を担う若い世代の育成を図るため、「少年メッセージ2025」和歌山県大会で発表する作文を募集する。

## 2 主催

公益社団法人和歌山県青少年育成協会、独立行政法人国立青少年教育振興機構  
〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビレッジ愛 9F

## 3 応募資格

中学生及び中学生に相応する学籍または年齢にある県内の学校に在籍するもの

※ 国籍は問わないが、日本語で発表できること

## 4 募集する作文の内容

(1) 家庭・学校・地域での生活や友人関係における悩み・喜び、未来への希望、社会へのユニークな提案や意見など、日頃考えていることや感じていることを自由に表現した作品。

ただし、商業的な固有名詞の使用は極力避けるようにすること。

(悪い例：〇〇県にある〇〇旅館 良い例：〇〇県にある旅館 など。)

(2) 作文には、「7 その他(5)」記載のとおり、タイトル、都道府県名、学校名、学年、氏名を明記し、5分程度で発表できるものとする。

(400字詰め原稿用紙4枚程度)

## 5 募集方法

作文は、在学中の中学校より、最寄りの各振興局等(和歌山市内の中学校は、和歌山市青少年課)を通じて、主催者に提出すること。

なお、作文の提出期限は、各振興局等により異なるので、注意すること。

### 問い合わせ先

和歌山市・・・和歌山市青少年課	和歌山市七番丁23	073-435-1235
海草地方・・・海草振興局	和歌山市小松原通1-1	073-441-3353
那賀地方・・・那賀振興局	岩出市高塚209	0736-61-0006
伊都地方・・・伊都振興局	橋本市市脇4-5-8	0736-33-4900
有田地方・・・有田振興局	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1257
日高地方・・・日高振興局	御坊市湯川町財部651	0738-24-2936
西牟婁地方・・・西牟婁振興局	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7909
東牟婁地方・・・東牟婁振興局	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9607

(振興局はすべて「地域づくり部総務県民課」)

## 6 「少年メッセージ2025」での発表

応募作文の中から、和歌山市及び各振興局単位で選出された優秀作品各2名(県大会開催地方は4名)の代表者18名は、令和7年8月2日(土)に「ホテル浦島(那智勝浦町)」で開催する「少年メッセージ2025」和歌山県大会において口頭で発表する。

ただし、下記の条件に該当し、かつ県大会7日前までに主催者へ連絡のある場合に限り、地方審査での発表を録画した映像をもって県大会での発表とすることを可能とする。

- (1) 身体的理由により、県大会会場への来場が困難な場合
- (2) 県大会開催日当日、スポーツ等の公式大会への出場が決定している場合
- (3) その他、主催者が適当と認めた場合

## 7 その他

- (1) 応募作品は、未発表、自作のものに限る。(他のコンクール等に応募することは不可) また、盗作や不適切な引用等があった場合、審査対象外になることがある。
- (2) 生成AIを利用した執筆、推敲は認めない。
- (3) 作文は400字詰め原稿用紙(A4縦書き)に清書したもので、本人自筆による原本(ワープロ不可・ただし障害等による場合は可)。  
原稿用紙は、協会ホームページからダウンロードできます。
- (4) 原稿用紙にはHBより濃い鉛筆ではっきりと記入する。
- (5) 原稿の書き出しについて、下記のとおりとする。



協会 HP <http://wpyda.org/>

### 【原稿の書き出しについて】

作文の原稿用紙への記入は、右のように、

- 1行目に原稿の**タイトル**
- 2行目に**都道府県・学校・学年**
- 3行目に**発表者の氏名**
- 4行目以降に**本文**

という書式でお願いします。

※文字が各行に入りきらない場合には、次の行を使用しても差し支えありません。

4 行 目	3 行 目	2 行 目	1 行 目
作 文	氏 名	都 道 府 県 学 校 学 年	タ イ ト ル

- (6) 提出された作品の著作権は、当協会に帰属する。
- (7) 県大会発表作品は、文集として冊子に編集し、各関係機関等に配布する。また、文集に掲載する作品には、本人の写真と氏名、学校名等を掲載する。ただし、原則として、提出のあった原稿の文章を冊子にする。
- (8) 前項にかかる作品は原則として返却しない。
- (9) 県大会当日の発表の様子については、より多くの県民の方に中学生に対する正しい理解を深めていただくため、当協会の公式YouTubeチャンネルでライブ配信(事前申込者のみ視聴可)する。
- (10) 県大会当日の様態を収録した映像・音声や各地方から推薦された作品について、少年メッセージの広報、青少年健全育成などのため、当協会が使用やホームページへの掲載、又は他団体が活用することを当協会が適当と認めた場合は、使用できることとする。
- (11) スポンサーの募集
  - ・当事業に対して協賛し、支援していただける方を募集する。
  - ・協力いただいた方は、会社名や氏名等を文集等で掲載することとする。